○国土交通省告示第八百十八号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－322号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ハルデックス　インサイド　フロアー　タイプⅡ	株式会社コスモ	大分県臼杵市大字末広3527番地の7
第Ｆ－323号	〃	ハルデックス　インサイド　フロアー　ライト	〃	〃
第Ｆ－350号	〃	ハルデックス　インサイド　フロアー　タイプⅢ	〃	〃
第Ｆ－358号	〃	ハルデックス　インサイド　フロアー　タイプＰ	〃	〃
第Ｆ－379号	〃	ハルデックス　インサイド　フロアー　ライト　タイプⅡ	〃	〃
第Ｆ－380号	〃	ハルデックス　インサイド　フロアー　ライト　タイプⅢ	〃	〃

○海上保安庁告示第三十七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月六日

海上保安庁長官　中島　敏

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表〔第一条関係〕

巡視船		巡視艇	
番号	船名	番号	船名
（略）	（略）	（略）	（略）
PM 02	きたかみ	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）

改正前

別表〔第一条関係〕

巡視船		巡視艇	
番号	船名	番号	船名
（略）	（略）	（略）	（略）
PM 02	きたかみ	（略）	（略）
PM 04	とかち	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表〔第一条関係〕

巡視船		巡視艇	
番号	船名	番号	船名
（略）	（略）	（略）	（略）
PM 52	いしかり	（略）	（略）
PM 53	とかち	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）

改正前

別表〔第一条関係〕

巡視船		巡視艇	
番号	船名	番号	船名
（略）	（略）	（略）	（略）
PM 52	いしかり	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十九年九月六日

二　第二条の規定　平成二十九年九月二十九日